



国海安第74号  
平成30年7月31日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会

専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長  
石原 典雄



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶設備規程等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。



## 船舶検査心得の一部改正について

### 1. 改正の経緯

平成 28 年 4 月に設置された「内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会」においては、今後概ね 10 年間を見据えた内航海運が目指すべき将来像の提示にとどまらず、実現のために必要な取組についても、事業運営、船員、船舶、港湾といった海事関係の各分野全般における具体的な施策まで踏み込んだ検討を行ってきたところ。

その後、これらの検討の成果を取りまとめた「内航未来創造プラン(平成 29 年 6 月)」において、船員の確保・育成策(船員配乗のあり方の検討、安全基準の緩和)の取組みを進めることになったことに伴い、今般、船舶検査心得の一部を改正する。

### 2. 改正の概要

船員の確保・育成を目的とした船員室の増設又は拡大により、総トン数が 500 トン以上となった船舶のうち次の(1)に掲げる要件を全て満足するものについては、(2)に掲げる規則のうち、総トン数 500 トン以上の船舶に適用される基準の一部を適用しなくても差し支えないこととする。各規則における具体的な取り扱い及び考え方は(2)のとおり。

#### (1) 対象船舶の要件

- ① 国際航海に従事しない船舶であって、旅客船以外の船舶であること。
- ② 総トン数が 510 トン未満の船舶であること。
- ③ 国海内第 43 号(平成 30 年 7 月 30 日付)に基づき、船員の確保・育成を目的とした船員室の増設又は拡大について、地方運輸局等の内航事業担当課の確認を受けたことを証する書類の交付を受けた船舶であること。

#### (2) 各規則における具体的な取り扱い及び考え方

##### ① 船舶設備規程

上記(1)に掲げる要件を全て満足する船舶については、第 2 編第 4 章(船員に関する設備)及び第 3 編第 3 章(航海用具)の規定を除き、引き続き総トン数 499 トンの船舶として取り扱って差し支えない。

(※したがって、国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とする対象船舶の場合は、本規則の適用において、外洋航行船として取り扱わなくてもよい。)

##### ② 船舶消防設備規則

上記(1)に掲げる要件を全て満足する船舶については、居住区域等の消防設備に関する規定を除き、引き続き総トン数 499 トンの船舶として取り扱って差し支えない。

(※したがって、国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とする対象船舶の場合は、本規則の適用において、第三種船等として取り扱わなくてもよい。)

##### ③ 船舶機関規則

上記(1)に掲げる要件を全て満足する船舶については、引き続き総トン数 499 トンの船舶として取り扱って差し支えない。

(※したがって、国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とする対象船舶の場合は、本規則の適用において、外洋航行船として取り扱わなくてもよい。)

##### ④ 危険物船舶運送及び貯蔵規則

上記(1)に掲げる要件を全て満足する船舶については、総トン数 500 トン以上の液体化学薬品ばら積船に準用する船舶消防設備規則の規定(タンカーの貨物タンク等の附属設備)の一部の適用において、引き続き総トン数 499 トンの船舶として取り扱って差し支えない。

### 3. 今後の予定

公 布：平成 30 年 7 月 31 日

施 行：平成 30 年 8 月 1 日